国民健康保険と

各種医療制度受給者証等

出が必要な場合もあります。忘れずに各種医療制度の受給者証の有効期限は、七月三十一日(本)から使用する新しい七月三十一日(木)です。

▼国民健康保険

手続きを行ってください。

【七十歳から七十四歳までの方】

①国民健康保険高齢受給者証の国民健康保険高齢受給者証は七十歳に到達した翌月(一号が誕生日の方はその月)から使用するものです。新たに対象年齢に到達さるものです。新たに対象年齢に到達さるものです。新たに対象年齢に到達さるものです。新たに対象年齢に到達さるものです。新たに対象年齢に到達さるものです。新たに対象年齢に到達さるものです。新たに対象年齢に到達した翌月には、事前に送付します。

にのみ、七月下旬に送付します。うかを判定し、引き続き対象となる方のを判定し、引き続き対象となる方

【七十歳未満の方】

②国民健康保険限度額適用認定証定し、受療証を七月下旬に送付します。年の所得に応じて自己負担限度額を判を実施している慢性腎不全」の方は、昨を実施している慢性腎不全」の方は、昨る実施となり、人工腎臓(人工透析)

課窓口で申請してください。 八月以降も認定証が必要な方は住民

後期高齢者医療

新しい保険証(オレンジ色)を七月下旬に簡易書留郵便で送付します。中旬に簡易書留郵便で送付します。中旬に簡易書留郵便で送付します。には、新しい認定証をお持ちの方で、には、新しい認定証を七月下旬に送付します。

◆母子家庭等医療

課から送付します)・印鑑 険証・更新申請書(住民課から送付し 住民課▼必要書類 当に準じる所得制限があります。 で新しい受給者証をお渡しします。 ださい。提出書類を確認した後、 ます)・養育費に関する申告書 月二十九日(金)▼受付窓口 付します。住民課で手続きを行ってく ▼受付期間 更新手続きのご案内を七月中旬に送 なお、母子家庭等医療は児童扶養手 七月二十二日 受給者証・健康保 役場一階 (火) ~八 (住民 窓口

◆障害者医療·後期高齢者福祉医療

新しい受給者証を送付します。行ってください。提出書類を確認後、します。郵送または住民課で手続きを更新手続きのご案内を七月初旬に送付

保険料・介護保険料を決定しました国民健康保険税・後期高齢者医療

ました。 齢者医療保険料、介護保険料を決定し 今年度分の国民健康保険税、後期高

知書を送付します。 七月中に納税(納入)通知書や決定通

書でご確認ください。

場時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいたが、納付方法は、金額や年金の受給状があります。納付方法は、金額や年金の受給状がなどによって異なりまする特別徴収と、

ご有別の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きな方は、金融機関であらかじめ手続きずる口座振替依頼書をご利用ください。
 ▼間合せ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料…住民課国民健康保険・後期高齢者を療保・

参加者を募集します

に、ぜひご参加ください。
に、ぜひご参加ください。
夏休みのこの機会子で楽しみながら総合治水について学開催します。川での活動を通じて、親開催します。川での活動を通じて、親

課までお申し込みください。 建設課土木・農政係 七月二十三日頃までに郵送します▼申 り参加者を決定し、当落にかかわらず、 年齢をご記入のうえ、豊山町役場建設 性別・年齢、お子様の氏名・性別・学年・ として必要になります)、保護者の氏名 号、住所、電話番号(当日の緊急連絡先 フォーラム参加希望」と明記し、郵便番 かでご応募ください。「新川親子流域 はがき・FAX・電子メールのいずれ 通費は、参加者負担となります▼募集 む)※自宅から集合場所までの往復交 その保護者▼参加費 無料 格 町内在住の小学四年生~六年生と 鴨田川排水機場を見に行こう▼参加資 そう・雨水を貯める施設を見に行こう・ 役所▼内 午後四時頃(予定)▼集合場所 29 • 3 1 5 ▼ と き 四十組八十名▼申込方法 七月十五日(火)必着▼問合せ 容 八月三日(日) 川にすむ生き物をさが 28 · 0 3 8 0 午前九時~ (昼食を含 小牧市 郵便